# 34-1 外国人遊歩規程標石をたどりながら小山歩き (距離約 11.0km)

## 地図豆知識:外国人遊歩規程標石とは

突然の話になるが、徳川幕府が各国と結んだ修好通商条約(一八五八・安政五年)のころ、一般外国人の居留地からの外出可能な範囲は、開港場から十里(約四十キロメートル)以内に制限されていた(「外国人遊歩規程」)。

神奈川(現横浜)では、「(北は)六郷川筋を限りとしその他は各方へおおよそ十里」であったから、さらに窮屈なものになっていた。これは、西欧外交団と幕府との度重なる 交渉の結果決められたものである。

そして、明治の時代を迎えた。

神奈川県の村々には、これまでの支配所境の標柱に代えて、「従これ是より(東西南北)神奈川在留外國人遊歩場十里境内」と書かれた標柱が建てられ、英仏両文で「TREAT Y-LIMIT. TRAITE-LIMITE.」(酒匂村地内川会所前の例)と記された制札も置かれた(「小田原藩管内外国人遊歩場境界標柱ヲ改ム」明治三 一八七〇年 太政類典)。

外交官には申請に基づき区域外への旅行が認められ、一般外国人の中には遊歩境界を越えて行動する不届き者もいて、その体験は興味の的として話されることがあった。こうした者からの楽しげな情報、神秘的な体験話を聞くにつれ、在日外国人の間に、新たな欲望が沸いてきた。

そこで在日外国人が、自由に行動したい、自由に行動できる範囲を拡大したいとして、 遊歩の規程に多少の難癖をつけたとしても不思議ではない。

おりしも函館では、お雇い外国人ブラキストンが、旅行免状不所持のまま規程範囲外を 勝手に旅行したとして違反に問われたことなどから、在日外交団から遊歩境界傍示杭の周 知と、その距離が不正確であることなどについて外務卿に苦情が寄せられたという(一八 七四)。

これを受けた外務卿寺島宗則は、太政大臣三條實美あてには、「(外国公使などから) 現在条約に決められている十里というのは、厳密な測量によるものでないのではないか。 神奈川に建てられた標杭も七、八箇所に過ぎず、そこから一、二歩超えた者を、規程外の 地へ許可無く出向いたといって捕捉・処罰されることもある。また、何よりも酒匂川にあ る標杭は、十里に不足するものであり、さらに西の自然の境である早川付近に建て直せば、 十里余となり、(外国人の)不満も無くなるだろうから、検討してほしい」と依頼があっ た(一八七五)。

直接の担当大臣である内務卿大久保利通は、「酒匂川地点は十里の内といっているが、 外務省は何を根拠にしているのか。そもそも、条約には、実測するとも、直線十里とも明 記していない(「里数は、各港の奉行所又は御用所より陸路の ていどなり」とある)。十 里のことも、当時最も信頼のある伊能忠敬の実測図と、英人ジエームスの出版図により確 定したものであり、いずれの図においても、酒匂川でさえ十里の外であることは明確であ る」と回答したが、外務省はこれにも納得しなかった。

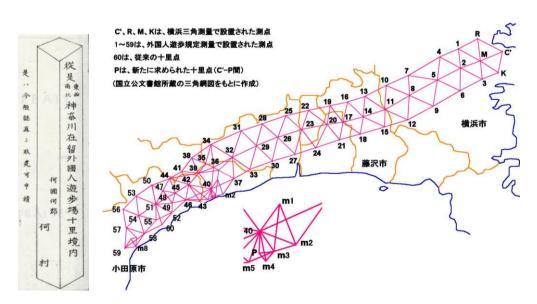
その後、両者の間で、頻繁なやり取りがあったものの、結果として再測量を行なうこと になった。

測量は、横浜県庁旧旗揚点から旧幕時代の「外国人遊歩規程標札」までの間に、横浜市内の既設の基準点四点とともに、新設の五九の測点と八の補点により三角鎖が組まれ、それぞれ標石が埋められ、次いで観測が実施された。「外国人遊歩規程測量」であり同標石である。

その結果は、これまでの位置より、さらに開港場に近い、酒匂川の東梅沢付近の山西村字吾妻下が十里地点として求められ、旧標札の位置までの距離は、十一里二一町十二間であることも分かったというから、外国人にとっては無念なことであった。

この「日本各地を自由に行動したい。いや、何としても箱根や熱海温泉に行きたい」と したちょっとした要求で始められた測量の標石が、神奈川県下、横浜市・小田原市間に現 存している。

その後、諸各国との間で新通商航海条約が調印され(一八九四・明治二十七年)、発効 したことで、外国人の内地旅行が自由になり、外国人遊歩規程は廃止された。

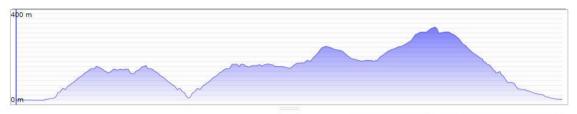


◇◇外国人遊歩標柱と国人遊歩規程測量網図

全国的な三角点整備も進んでいない時代に、しかも外国人からのちょっとした要求から 始められた外国人遊歩規程測量に伴う標石を探して、曽我丘陵の尾根道を歩いてみる。標 石を探しの中から、明治期測量師の技術と労苦に思いをはせ、等高線も少し読みながら農 道の坂道を上る。

#### 【道順】

JR 国府津駅→吾妻神社→遊歩 NO46 測点→四等三角点「藤原台」→新幹線トンネル上から十国峠へ→遊歩 NO45 測点・三等三角点「曽我山」→六本松峠→遊歩 NO44 測点・三等三角点「長尾山」(不動山)→登山道との分岐→宗我神社→JR 下曽我駅



点数: 283点 距離: 12.2km 全体平均斜度: 0% 最大標高差: 306m

### ①国府津から

JR 国府津駅から東へ進み、線路下の地下道を北上し、ミカン山へと向かう農道を上る。 NO46 測点へは、東西二つのルートがある。もちろん、地図上でも現地でも、分かりやすい のは、やや西側から上る1 車線の道だ。

住宅地からカーブを繰り返して、息を切らせながら急坂を上ると、吾妻神社への小道がある。せっかくだから、小道を上って神社をのぞいて見る。振り返るとミカンの木越しに 青々とした相模湾が見えるはずだ。

その後、「·155」と書かれた標高点を経由して、NO46 測点へ向かう分岐点に着く。

分岐点に着いたところで、地図を広げて、集落を抜けてから吾妻神社付近までと、神社から標高点までの、ちょっとした等高線の込みぐあいの差を確認して見る。なにげなく見ていると、違いに気づかないが、現地での違いは歴然としていたはずだ。

#### ②N046 測点へ

分岐を右へ進む。

分岐点の標高は等高線を読むと 170m、目的地は同じく 150m だからやや下りになるはずだ。しかし、2 万5 千分の1 地形図の等高線間隔は 10m だから、それより低い凹凸は表現されない。したがって、ゆるやかな尾根部分では、地図にある頂(等高線が小さな環になっているコブ)の数と現地のそれとが一致しないことは当然であり、尾根部分の傾斜も完全には地図と一致しないが、山歩きにはそれほど問題ない。

しかし、目標の頂を探すような時は慎重にしなければならない。

めざす NO46 測点は、地図で明らかにした 1 車線道分岐点からの距離や、進んできた徒歩道にある、次の分岐地点の先、そして道の南にある長くのびた頂といった複数の情報で明らかにする。

現地には作業小屋があるから、ここから頂へと進む。NO46 測点は、150m の等高線で表現された頂の最東にある。測量技術者なら、ここが東西の海岸線沿いに配置された測点を測量するのに適した位置であることは、明らかだが、一般者には理解できにくいだろう。 山頂をくまなく探すほかない。

少々の藪こぎをして、NO46 測点を発見し、蓋石を上げて文字を確認しつつ、写真撮影を する。

蓋石を元に戻して、誤った方向に進まないよう注意しながら、もとの徒歩道に戻る。



外国人遊歩規程標石 第46号

### ③新幹線トンネル上から十国峠へ

さらに、農道の「·155」地点近くの分岐地点まで戻って、どこまでもミカン畑が広がる 尾根道を北へ向かい、地図に表示はないが、現地には「五国峠農道記念碑」のある五国峠 へと進む。

地図には、この辺りの農道の周囲一面にミカン畑が表現されているが、現地では一般の畑や林もいくらか見えるだろう。もちろん、それらは表現するほどの広がりがないことで省略され、総合的に表現した(総合描示)結果だ。

さらに地図を見ると、新幹線と小田原厚木道路の弁天山トンネルが東西に横切っている。 しかし、現地は標高 160~170m ほどの(弁天)山の上だから、トンネルの通過地点は分からない。

ところが、上空を送電線が横切った先から、農道路面上を注意して歩くと、トンネル測量の測量線を示すと思われる、小さな測量標(金属標)を発見できるだろう。

ちなみに、地図にある送電線は、規模の小さなものなどをのぞけば、正確に表現されているから、目標として安心して使える。鉄塔位置も明らかだといいのだが、残念ながらそうしたサービスはない。





新幹線トンネル上の金属標と外国人遊歩規程標石 第 45 号

#### ④N045(高山)測点へ

弁天山トンネル上を、さらに北上し、春には桜が美しい県道との立体交差地点を通過して、やや西方向へ道なりに進んで、曽根丘陵ハイキングの案内標識に沿って高山山頂へと向かう。

山頂、そして三等三角点「曽我山」の位置は、やはり送電線との関係を地図で確認すればすぐに明らかになるだろう。

NO45(高山)測点は、三角点のやや西の頂、キウイフルーツ畑の南東の隅にある。畑の角の土や草を少し取りのぞいて見ると、蓋石はないもののNO46測点と同じような測量標石が発見できるだろう。

こうして二つの測量標石を見ると、明治期遊歩規程標石の立派さがわかる。

### ⑤六本松跡へ

NO45(高山)測点から先は、地図には尾根伝いに徒歩道が表現されているが、現地にはない。元の農道までもどって、曽根丘陵ハイキングの案内標識にしたがい六本松方向へ向かう。

このように地形図に表現された徒歩道は、現地では不確かであったり、地図と現地道路 双方の維持管理が不十分なために、すでに廃道になっていることも多いから注意が必要だ。 鎌倉へ、富士へと鎌倉武士や旅人が通ったという六本松跡には、立派な芭蕉の句碑もある のだが、残念ながら六本松の古木はすでに無い。

現地調査が不十分だったからだろうか、地図表現上は「・六本松」とともに記念碑の記号が必要なのだが、ここにも表示されていない。

# ⑥N044 (不動山) 測点へ

六本松峠からの坂を上り、送電線下を通過すると、いよいよ不動山となる。地図を見ると、道の東側に「土がけ」が続き、ミカン畑がお終いになると、道幅が1 車線から徒歩道になり、等高線も少し込み合っている。

実際、緑に覆われた不動山への山道は、やや息を切らせなければ上れない。頂上を東に巻く道があるが、直登を避けるため、左手の尾根伝いの道を進むと、山頂は明らかだ。しかし、三角点も NO44 標石も見当たらないだろう。切り取られた杉の根株を目じるしに、その先を掘ると、二つの標石が発見できる。

写真のようなようすをした標石を目にすると、これまでとは違った感慨があるだろう。 ベンガラなのだろうか、赤い象嵌の入った文字を見て、写真を撮影したら、これからも永 く保存されることを願って、表面の土を元に戻して下山する。



外国人遊歩規程標石 第 44 号

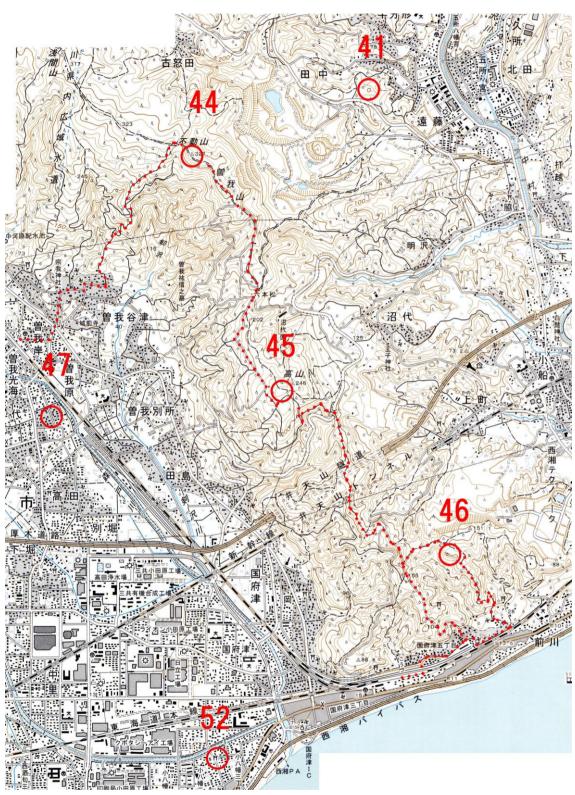
## ⑦下曽我駅へ

浅間山方向への分岐を西へ折れて、下曽我駅へのミカン山の農道を一気に下りる。コンクリート舗装された道は、体にこたえるが、「樹木の囲まれた居住地」の記号で表現された曽我谷津集落は、実際緑が多くこれまでの疲れを癒してくれる。

街歩きなどでは、このような「樹木の囲まれた居住地」の曲がりくねった道を目当てに すると、いい景色に出会うだろう。

これまで、山頂付近にあった記念碑は、地図に記号表示されていなかったが、宗我神社 周辺には、不思議なくらい記念碑がいくつも見える。目標物の少ない場所ほど、表現しな ければならない。これは、山地部の現地調査が足りないことをあらわしているようだ。

体力に余裕があれば、宗我神社とこれらの記念碑をたどってみるといいだろう。外国人 遊歩規程標石をたどりながらの小山歩きは、下曽我駅で終わる。



+\*\*\*+ オフィス 地図豆 yamaoka mitsuharu +\*\*\*+